何を目指しているのか?

1 地域包括ケアシステムの定義と目指す姿

【国】

〇 定義

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービス日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような体制

○ 目指す姿

高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、**住み慣れた地域で自分 らしい暮らし**を人生の最後まで続けることができる

【広島県】

〈第8期ひろしま高齢者プラン(令和3年~5年)〉

○ 定義(共通概念)

高齢者が日常生活圏域において、できるだけ日常に近い環境の中で、馴染みの関係を切らずに、本人の能力に応じて自立した日常生活を続けられるよう、地域の資源を最大限活用し、医療、介護、介護予防、住まい、住まい方、生活支援、見守りの5つの要素を、高齢者本人の状態に応じて、最適な組み合わせで提供できるようマネジメントする仕組み

- 目指す姿
 - ① 変わりゆく住み慣れた地域で、健やかに、自分が満足を感じるライフスタイルで 日々を暮らし、地域の中で自分なりの役割を持って人々と関わることができる環境 が整っている。
 - ② 心身の不調や衰えがあっても、必要な支援を受けながらできるだけ自立を維持し、 重度化を防ぐことができる環境が整っている。
 - ③ 重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちつつ医療・介護・生活支援などの必要なサービスを受けて心安らかに過ごし、自分の望む場所と形で最期を迎えることができる環境が整っている。

【呉市】

〈第5次呉市長期総合計画(令和3年度~12年度)「福祉保健分野」〉

施策:高齢者福祉の推進-地域包括ケアシステムの推進

〈呉市高齢福祉計画・第8期介護保険計画事業計画(地域包括ケア計画)(令和3年~5年度)〉

〇 目指す姿

高齢者誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

施策: 高齢者福祉の推進-地域包括ケアシステムの推進

医療や介護を必要とする高齢者が、**住み慣れた地域で自分らしく**暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括システムの充実を図ります。これにより、高齢者やその家族が抱える課題に対応する包括的な総合相談支援体制強化や高齢者の疾病や介護の重度化の予防を推進し、地域共生型社会の実現に取り組みます。

また、認知症の人やその家族の孤立を防ぐため、NPO団体や住民組織など地域全体で 支える体制づくりを推進します。

「住み慣れた地域」、「自分らしい暮らし」とはなにか

2 目指す姿の定義

(1) 「住み慣れた地域」

自宅,各種介護施設を含み,高齢者が人生を最期まで暮らす場所,単なるエリアではなくコミュニティ(なじみの人間関係)

(2) 「自分らしい暮らし」

尊厳が守られ、希望をもって自分の気持ちに正直に生きられる日々の生活

いつまでに地域包括システムを構築するのか

3 目標年度

本市の65歳以上の人口は、約77,000人で、平成29年にピークを迎えていますが、人口に占める65歳以上の割合は増加し続けることが予想されています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれるため、令和7年度を目途にシステムの構築を目指します。

どのように構築するのか

4 地域包括ケアシステム推進の事業コンセプト

地域包括ケアシステムの目的である,少子高齢化に備えた医療・介護の変革を実現 するため、次の事業コンセプトに基づいた計画的な取組を進めます。

- (1) 高齢者の尊厳の保持と自立支援を根幹とする
- (2) 地域の主体性及び自主性により、地域の実情に応じてつくりあげていく
- (3) 地域包括ケアシステムを支える様々な主体である本人(高齢者),家族(介護者),地域住民,事業者・関係団体・機関,行政がそれぞれの役割を理解し,地域で支え合うまちづくりを目指して協働で取り組む
- (4) 自助努力(自助)を基盤とし、互助、共助、公助の適切な役割を発揮することによって包括的な支援につなげる



出典:厚生労働省「地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」」

5 地域包括ケアシステム構築のプロセス

介護保険法の趣旨を踏まえ、次の8つの取組を重点施策として定め、PDCAサイクル手法を用いた効果的な取組を進めます。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- (2) 地域包括支援センターの強化
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 地域ケア会議の推進
- (5) 生活支援体制の整備
- (6) 認知症対策の整備
- (7) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
- (8) 災害時等の体制整備
- ※別添「呉市が目指す地域包括ケアシステム構築のプロセス (概念図)」

6 課題

(1) 認知度の向上

広島県が実施した地域包括ケアシステムに係る県民の安心感に関するアンケート(令和2年度調査)では、「地域包括ケアシステムについて理解している」が18.8%、「聞いたことがある」が44.9%、「知らない」が36.3%であることから、理解を深めるための取組が必要です。

(2) 担い手不足の解消

医療や介護サービスだけでなく、在宅生活を支えるための日常的な生活支援を必要とする高齢者が更に増加する見込みですが、現状だと人的資源が不足します。

限られた人的資源を有効活用するためには、元気な高齢者に社会参加を促し、生活支援の担い手として活躍してもらうことが有効であるとともに、これらの地域活動は高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながるため、重点的な取組が必要です。

(3) 地域の様々な主体間の連携体制の強化

高齢者の在宅生活を充実させるため、これまで地域の医療・介護・福祉の関係機関・団体間の連携体制の構築を重点的に進めてきましたが、現状の課題となっている担い手不足の解消や在宅医療・在宅介護のサービスをより一層拡充するためには、多職種協働で関係機関が連携し、一体的なサービス提供ができる体制の強化に加え、本人(高齢者)、家族(介護者)、地域住民、事業者・関係団体・機関、行政がつながり、早期に必要な支援を受けることができる体制づくり(セーフティネット)が必要です。

7 課題解決に向けた取組方針

包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進し、地域共生社会(高齢者介護、障害福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度や分野の枠である「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会をいいます。)の実現を目指します。



「支える人」もいずれは「支えられる人」になる。 = 人はひとりでは生きていけない =

地域の様々な主体間のネットワークイメージ図 事業者間のネットワーク 地域ケア会議 在宅医療・介護連携推進事業 認知症施策推進事業 生活支援・介護予防サー ビス体制整備推進協議体 介護予防・健康づくり 社会参加促進 高齢者福祉施策 生活支援・介護予防サー 災害時の体制整備 ビス体制整備推進接線 地域ケア会議 災害時の体制整備 認知症施策推進事業 社会参加促进 等 関係者間のネットワーク 訪問看護 看護協会 介護支援専門員 栄養士会 4つの「助」のつながり 地域リハビリテーション 広域支援センター 地域包括 支援センター 様々なコミュニティーや分野での 栄養士 訪問看護 社**全省**社施設連絡 協議会 活動をつなぎ、「人」と「人」と ケアマネジャー 薬剤師会 薬局 をつなぎ合わせる 歯科医師会 介護老人 保健施設 病院 医療sw協会 訪問介護 診療所 通所介護 訪問介護事業 医師会 連絡協議会 老人クラブ 老人クラブ連合会 社会福祉協議会 市民協働セ 児童委員協議会 弁護士 行政

呉市が目指す地域包括ケアシステム構築のプロセス (概念図)

